

第2次いのち支える八重瀬町自殺対策計画

“誰も自殺に追い込まれることのない^{すこ}健やかなまちの実現”

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

沖縄県八重瀬町

はじめに

全国の自殺者数は、平成 10 年以降 14 年連続して 3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 24 年には 3 万人を下回り、令和元年まで減少傾向にありました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響等により自殺者数は毎年 2 万人を超える水準で推移し依然として厳しい状況が続いています。

沖縄県の自殺対策においては、令和 4 年 10 月に策定された第 4 次自殺総合対策大綱の内容を踏まえ、令和 6 年 3 月に「第 2 次沖縄県自殺総合対策行動計画（中間見直し）」が策定されました。

八重瀬町においても、こうした動きを受けて、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援、かつ促進するための環境整備の充実を図るため、このたび令和 7 年度から 5 年間で計画期間とする「第 2 次いのち支える八重瀬町自殺対策計画」を策定しました。

本計画の基本目標である、「誰も自殺に追い込まれることのない^{すこ}健やかなまちの実現」をめざし、積極的な施策の推進に取り組んでまいります。町民の皆様及び自殺対策に取り組むさまざまな団体の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました皆様に対し心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

八重瀬町長 新垣安弘

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	4
2 計画策定の目的	5
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の数値目標	6
6 計画の見直しに向けて	7

第2章 八重瀬町における自殺の特徴

1 自殺統計でみた自殺者の推移（全国・沖縄県・八重瀬町）	8
2 自殺死亡率の推移（全国・沖縄県・八重瀬町）	9
3 自殺の「性別・年代別」（全国・沖縄県・八重瀬町）	10
4 自殺の「原因・動機」（全国・沖縄県・八重瀬町）	12
5 自殺の概要・特徴	14
(1) 自殺の概要	14
(2) 自殺の特徴	15

第3章 これまでの取り組み

1 ゲートキーパー養成講座	16
2 八重瀬町こころの相談窓口	18
3 普及啓発	18
4 子ども・若者対策	19
5 自死遺族支援	19
6 勤務、経営問題について	19

第4章 基本方針と施策体系

(1) 生きることの包括的な支援としての推進	20
(2) 関連施策との有機的な連携の強化	20
(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	20
(4) 実践と啓発を両輪として推進	21
(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	21
(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する	21
2 施策体系	23

第5章 基本施策における取り組み	
1 地域におけるネットワークの強化	25
2 自殺対策を支える人材の育成	26
3 住民への普及啓発	27
4 生きることの促進要因への支援	28
第6章 重点施策における取り組み	
1 高齢者の自殺対策の推進	31
2 勤務・経営問題による自殺対策の推進	33
3 生活困窮者の自殺対策の推進	34
4 子ども・若者の自殺対策の推進	37
5 女性の自殺対策の推進	39
第7章 生きる支援関連施策	
1 生きる支援に関する事業一覧	41
第8章 自殺対策の推進体制	49
1 自殺対策の推進体制	49
資料	50
1 八重瀬町自殺対策推進本部設置規程	51
2 自殺対策基本法	54
3 事業計画策定経緯	60

第1章 計画策定にあたって

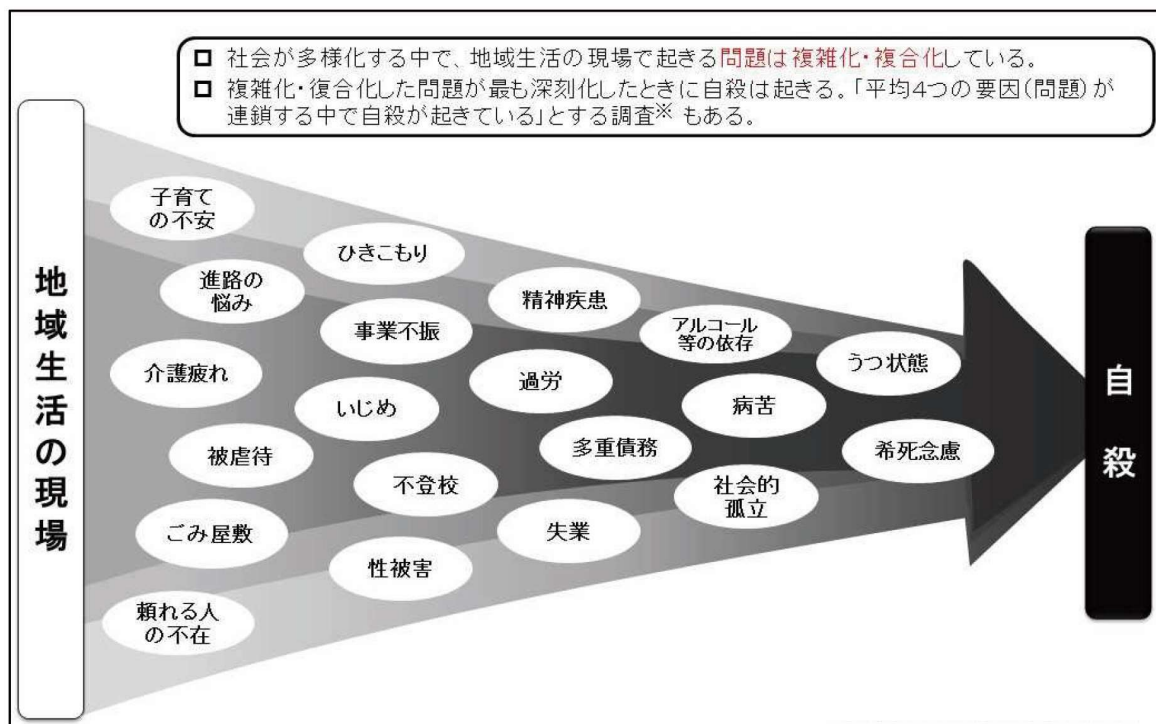
1 計画策定の背景

平成18年に国が策定した自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されました。その結果、自殺者数の年次推移は減少傾向を示しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じ、自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しております。

自殺は、その多くが追い込まれた末の行動です。その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。従って、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が必要であり、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

こうした状況の中、令和4年10月に策定された「第4次自殺総合対策大綱」や令和6年3月に策定された「第2次沖縄県自殺総合対策行動計画（中間見直し）」を踏まえ、八重瀬町においても、「第2次いのち支える八重瀬町自殺対策計画」（以下「本計画」）の策定を行いました。

図1 自殺の危機要因イメージ図



出典:自殺実態白書 2013(ライフリンク)

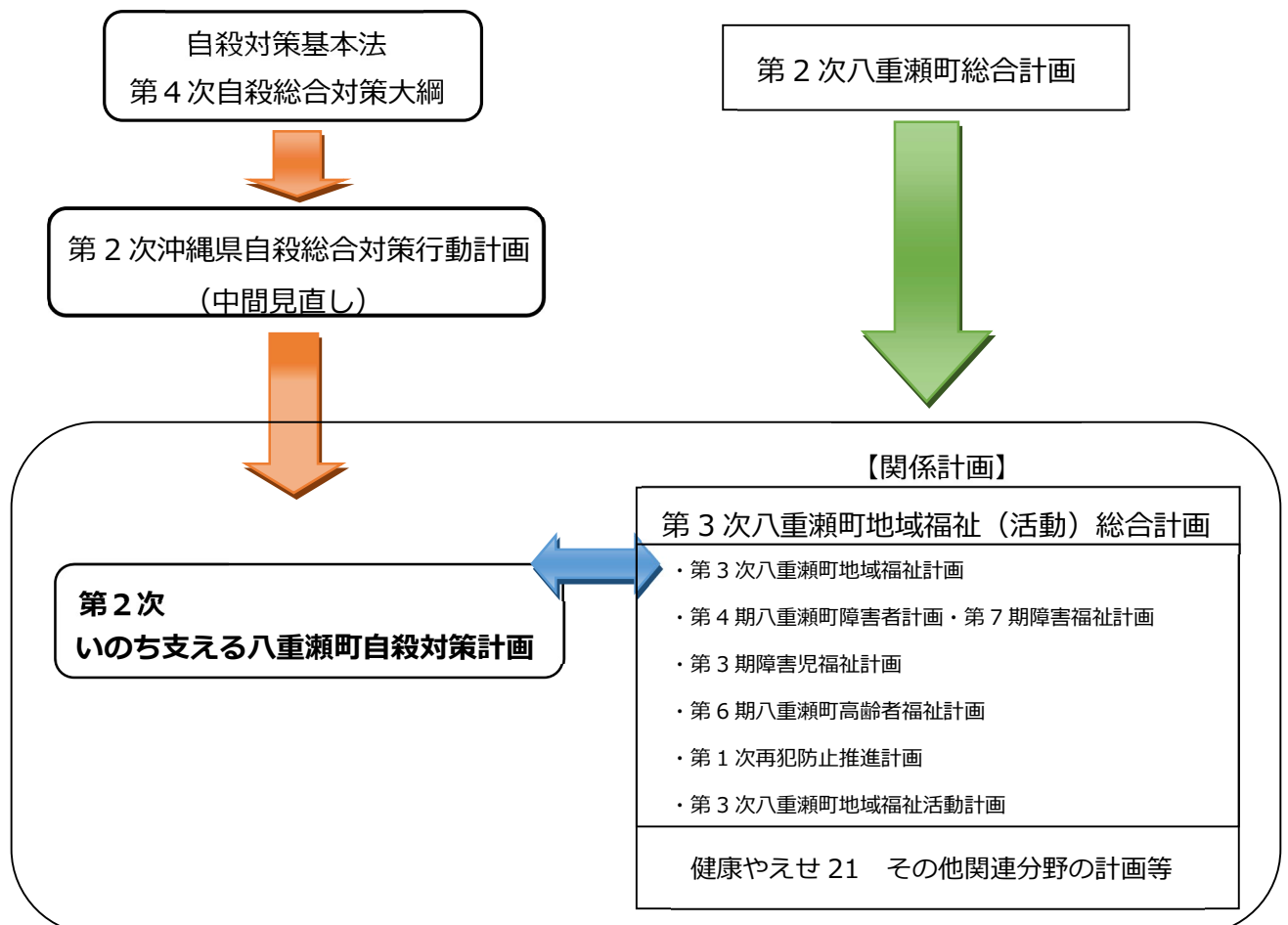
2 計画策定の目的

八重瀬町では、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、自殺対策の目的と基本方針及び基本施策等を示した「いのち支える八重瀬町自殺対策計画」（以下「前計画」）を見直し、「誰も自殺に追い込まれることのない^{すこ}健やかなまちの実現」を目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項にもとづく「市町村自殺対策計画」であり、国の「第4次自殺総合対策大綱」や、県の「第2次沖縄県自殺総合対策行動計画（中間見直し）」を踏まえ、八重瀬町における自殺対策の総合的な計画として目標や施策などを示しています。また、町の将来に向けたまちづくりを実現するための総合的な指針として、町の望ましい姿を町民とともに創造するために、町民と行政の共通の目標を示し策定されました「第2次八重瀬町総合計画」、「健康やえせ21」、「第3次八重瀬町地域福祉（活動）統合計画」等の保健・福祉の分野別計画との整合性も図ります。

図2 計画の位置づけ



4 計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね 5 年を目途に見直されていることを踏まえ、本計画の期間は令和 7 (2025) 年から令和 11 (2029) 年までの 5 年間とします。なお、本計画は「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」の改正や実情の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

5 計画の数値目標

自殺総合対策大綱において、当面国は、人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という）を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和 8 (2026) 年までに自殺死亡率を平成 27 (2015) 年の 18.5 から先進諸国同様の水準である 13.0 以下まで 30%以上減少させることを目標としています。

八重瀬町においては、国の方針を踏まえ、前計画で定めた数値目標を継続することとし、平成 30 (2018)年の年間の自殺死亡率 22.60 を令和 11(2029)年までに 15.82 以下の 30%以上減少させることを目標とします。

表 1 八重瀬町自殺死亡率と目標値

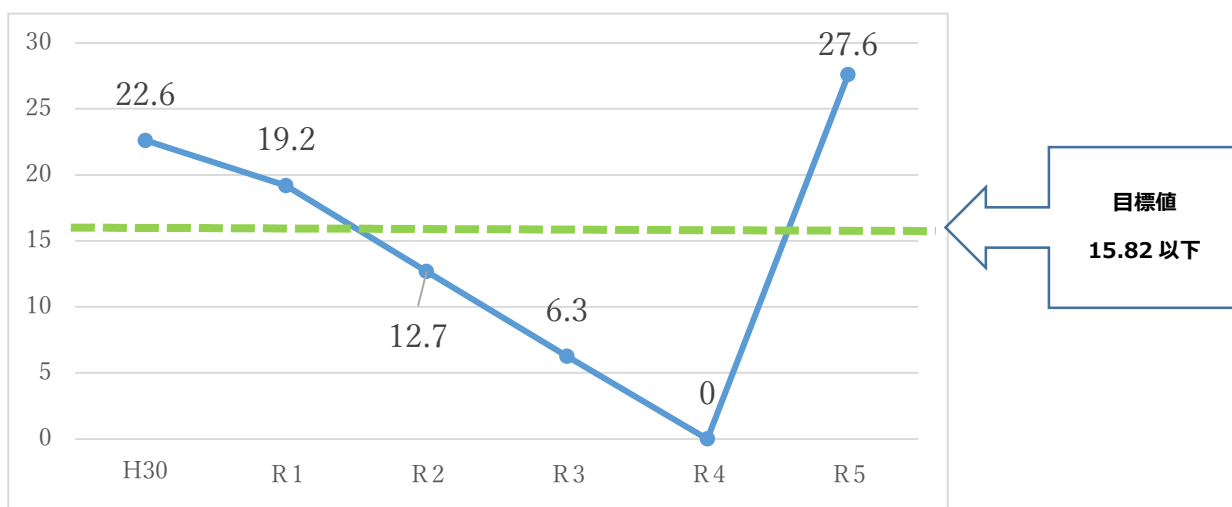


表 2 計画の目標値

項目	基準値 平成 30 (2018) 年	目標値 令和 11 (2029) 年
自殺死亡率	22.60	15.82

※ 最終的な目標は、「誰も自殺に追い込まれることのない^{すこ}健やかなまちの実現」(自殺者 0 人) です。

6 計画の見直しに向けて

各課・局に対し R2 年度～R5 年度の総合的な評価を①～③で確認。

- ① 自殺対策の視点を持って事業の実施ができたか。
- ② 計画に記載されている事業に変更や削除はないか。
- ③ 現在の計画に統合できる事業があるか。

(聞き取り内容)

- ・相談等があった際は、関係機関に繋げることは出来ている。
- ・項目によっては、重複した評価内容がある。
- ・自殺未遂者や自死遺族の把握がしづらく支援等が難しい。
- ・各課局で行っている事業が自殺対策に繋がることがわかった。
ことが挙げられました。

以下のように見直しを行いました。

表3 施策ごとの事業数

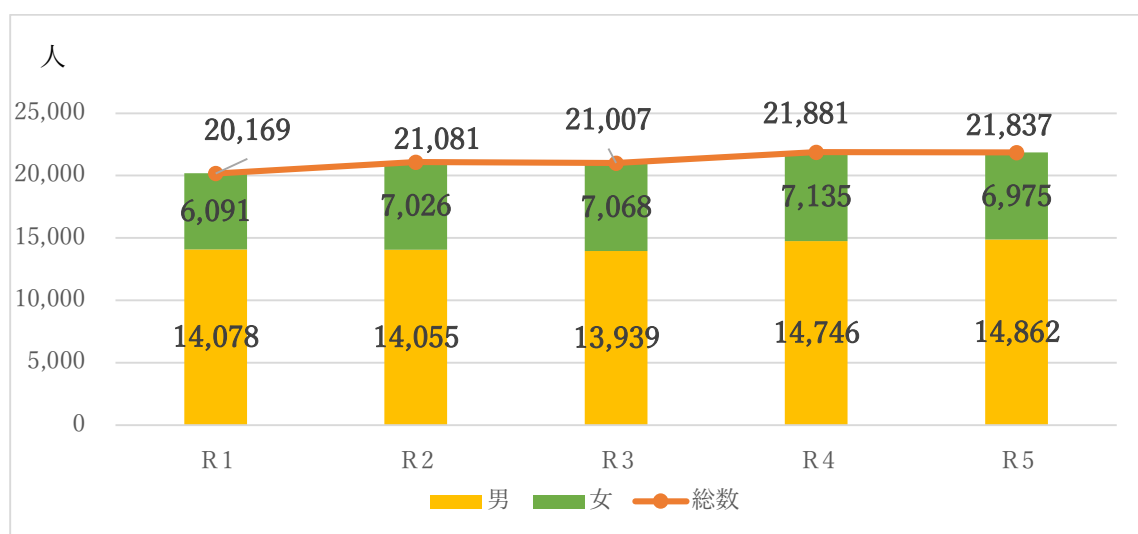
	基本施策		重点施策		生きる関連施策
	施策	項目	施策	項目	項目
R2 年度～R6 年度	5	20	4	14	92
R7 年度～R11 年度	4	17	5	17	26

第2章 八重瀬町における自殺の特徴

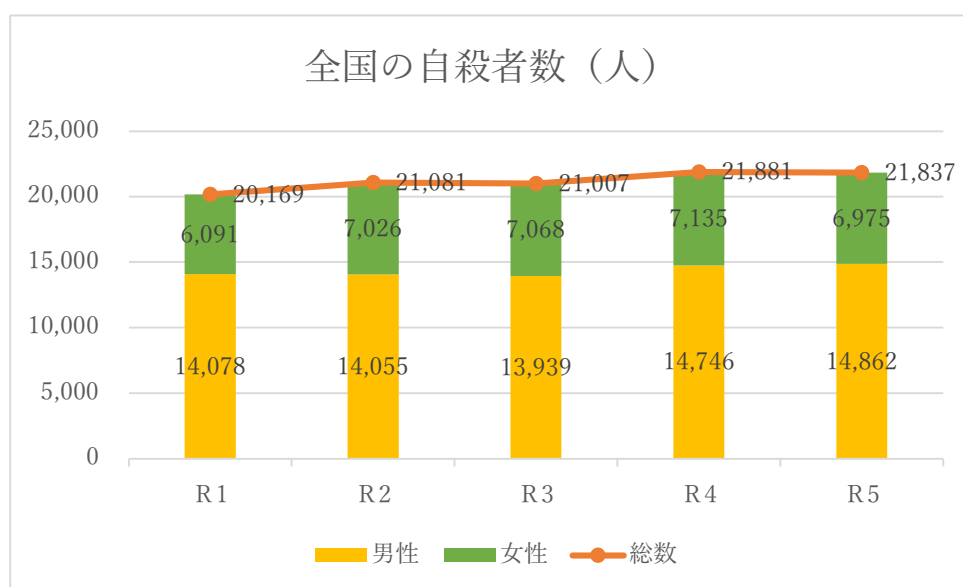
1 自殺統計でみた自殺者の推移（全国・沖縄県・八重瀬町）

全国の自殺者数において、昭和53（1978）年の統計開始以来、令和元（2019）年には過去最少になりました。令和2（2020）年には11年ぶりに増加（総数）に転じ、令和5（2023）年には21,837人となりました。

表4 全国の自殺者数

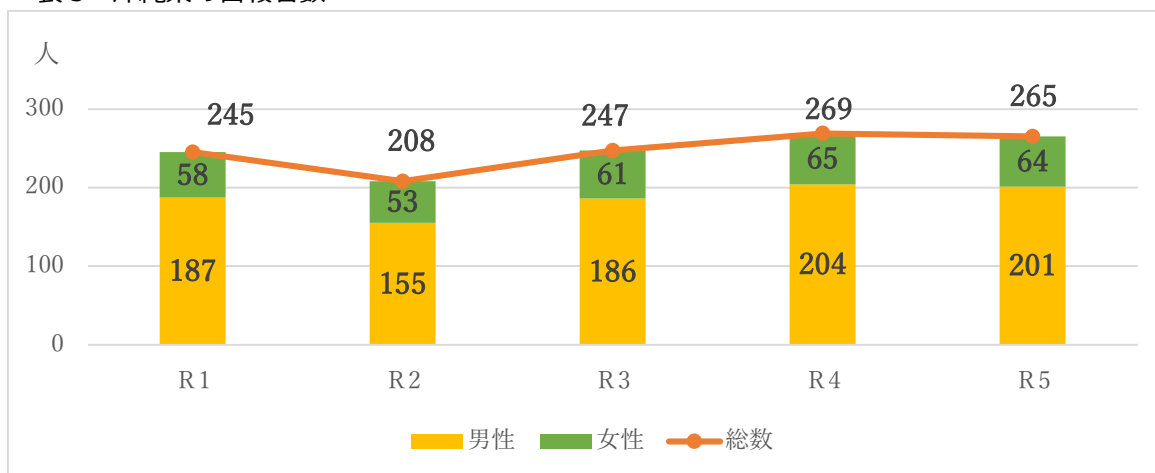


出典：令和5・6年度「自殺対策白書 厚生労働省」より作成



沖縄県においては令和2（2020）年に減少したが、令和3（2021）年より増加し、その後は年間およそ260人台で推移しています。

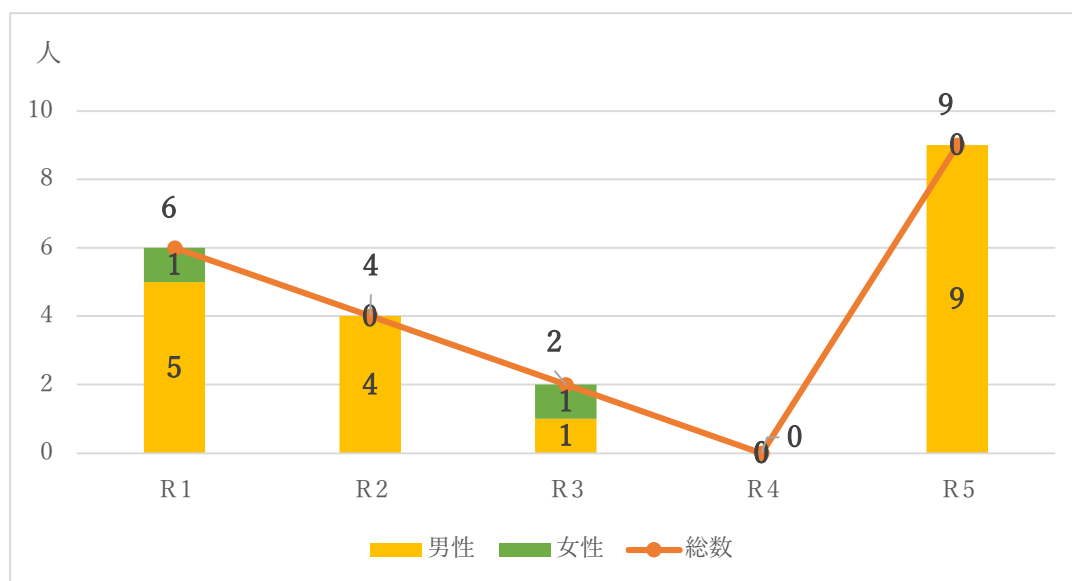
表5 沖縄県の自殺者数



出典：「地域における自殺の基礎資料 自殺日×住居地（確定値）」より作成

八重瀬町においては令和4（2022）年まで減少し令和5（2023）年に増加をしています。

表6 八重瀬町の自殺者数

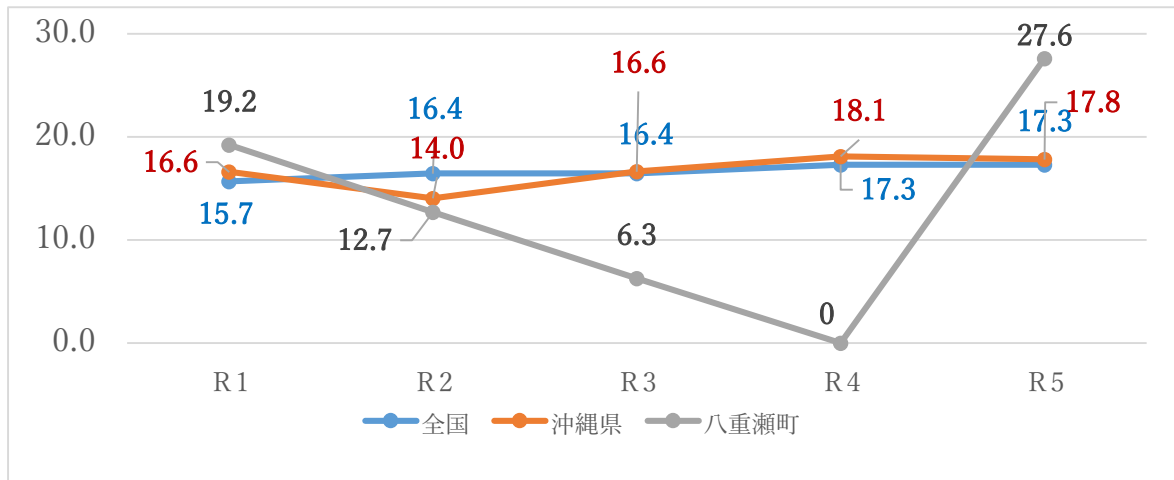


出典：「地域における自殺の基礎資料 自殺日×住居地（確定値）」より作成

2 自殺死亡率の推移（全国・沖縄県・八重瀬町）

令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけての自殺死亡率の推移について、全国及び沖縄県の自殺死亡率は横ばい傾向にあります。八重瀬町における自殺死亡率は令和4（2022）年まで減少傾向にあったものの、令和5（2023）年は27.6に増加し、全国平均の17.3を上回っています。

表7 自殺死亡率の推移（全国・沖縄県・八重瀬町）

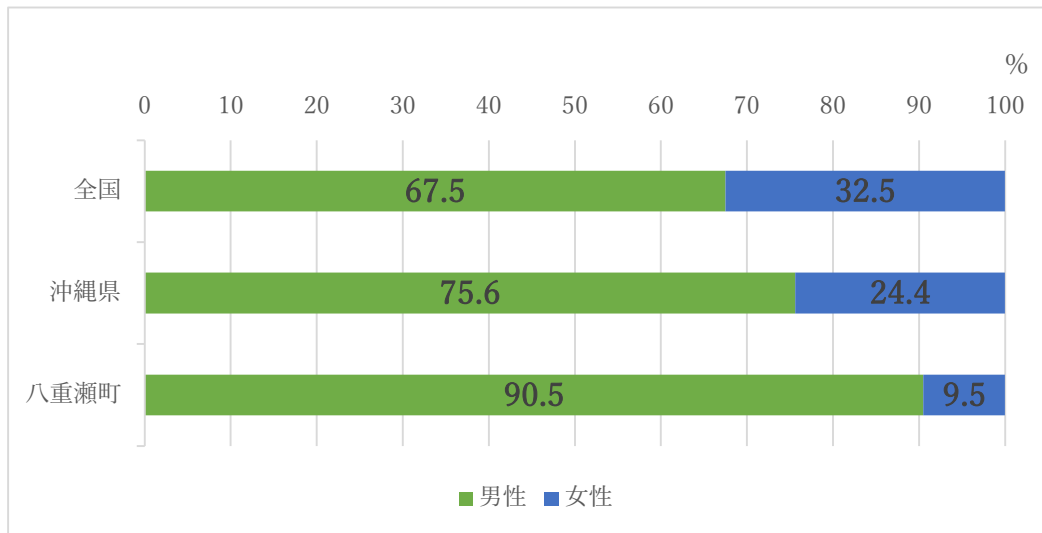


出典：「地域における自殺の基礎資料 自殺日×住居地（確定版）」より作成

3 自殺の「性別・年代別」（全国・沖縄県・八重瀬町）

全体的に男性の割合が高い傾向がみられます。年代別でみると男性では50代、女性では40代が最も多い状況です。次いで全国・沖縄県・八重瀬町ともに年代のばらつきがありますが、40代から60代の働き盛りの自殺死亡率が高い傾向にあります。

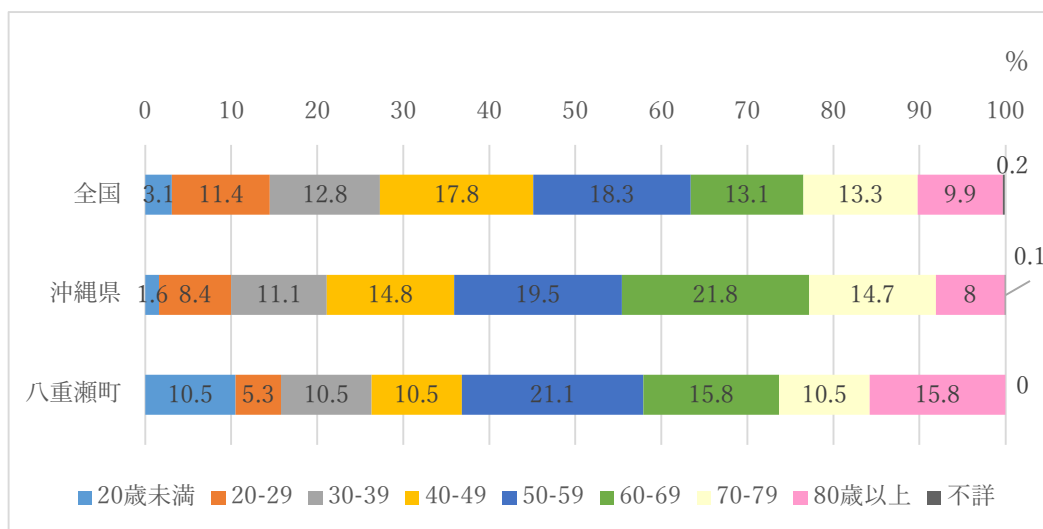
表8 自殺者の性別構成比（全国・沖縄県・八重瀬町）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 自殺日×住居地」

* 令和元年～令和5年の各年次確定値を合算

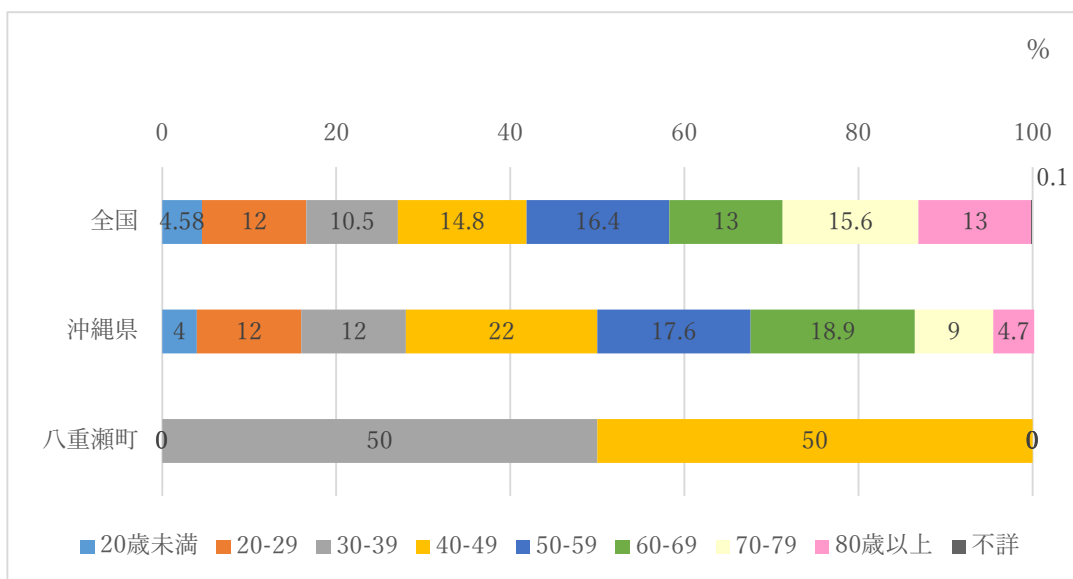
表9 男性自殺者の年代別構成比（全国・沖縄県・八重瀬町）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 自殺日×住居地」

* 令和元年～令和5年の各年次確定値を合算

表10 女性自殺者の年代別構成比（全国・沖縄県・八重瀬町）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 自殺日×住居地」

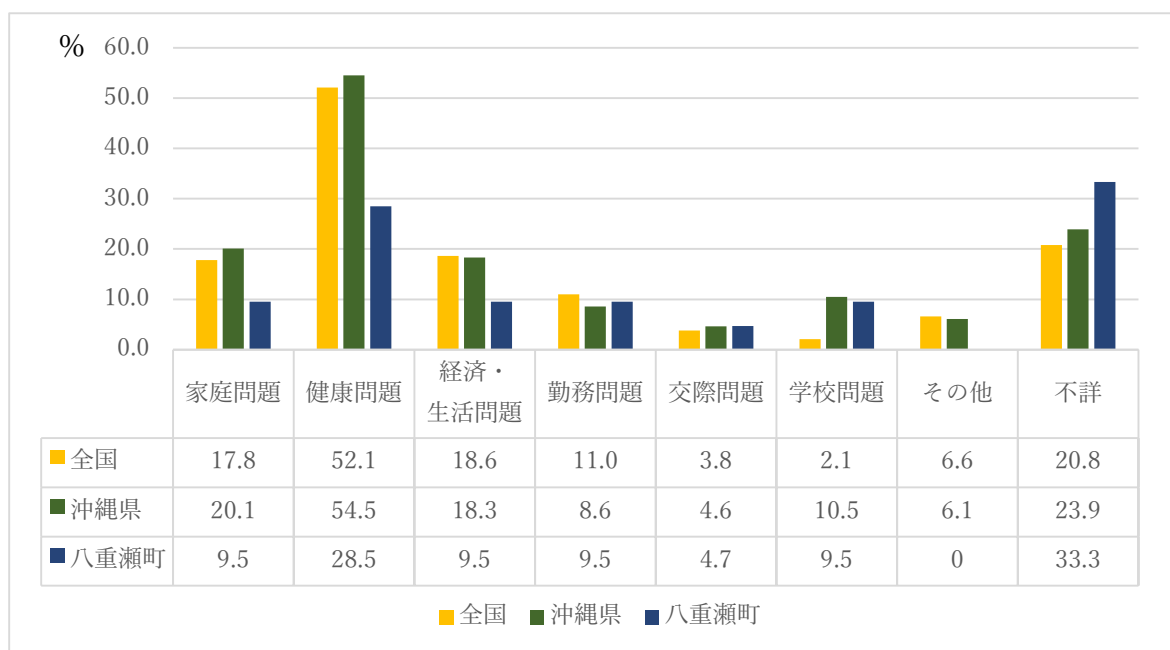
* 令和元年～令和5年の各年次確定値を合算

4 自殺の「原因・動機」（全国・沖縄県・八重瀬町）

自殺に至る原因・動機は様々であり、また1つのことが原因ではなく複数の原因が連鎖して起きているとされています。自殺した方の遺書や家族等の証言に基づく自殺を裏付ける資料によると全国において最も多い原因・動機が「健康問題」であり、次に「経済・生活問題」となっています。

八重瀬町においても、不詳を除くと「健康問題」が多い傾向を示しています。

表 11 自殺の「原因・動機」（全国・沖縄県・八重瀬町）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 自殺日×住居地」より作成
 * 令和元年～令和5年の各年次確定値を合算

* 自殺の原因・動機別に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料に基づき、より明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3～4つ（令和4年からは1人につき最大4つ。遺書などに加え家族等の証言も含む）まで計上可能としている。このため、自殺の原因・動機を単純に比較できないことに留意が必要である。

* 自殺者数が少ない場合、原因・動機別が公表されないことがある。

図3 自殺の危機経路

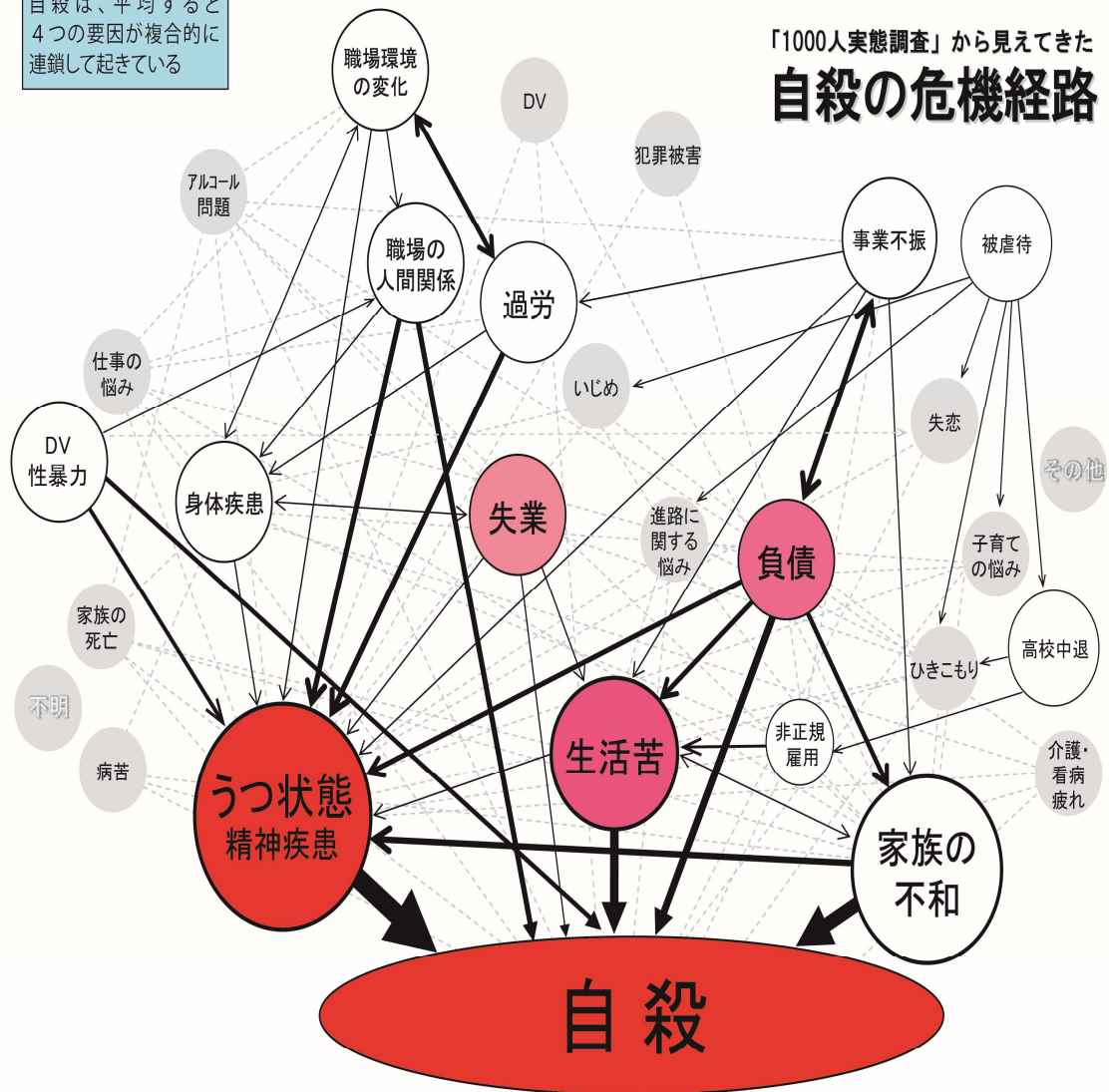
【参考】自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)

下記の図はNPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査からみえてきた「自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)」です。まるの大きさは要因の発生頻度を表し、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。

この調査から、自殺は平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きていると言われています。

それぞれの要因が複雑に絡み合い、自殺に追い込まれた人は最終的に自殺へ傾いていきます。

自殺は、平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きている



出典: 自殺実態白書 2013(ライフリンク)

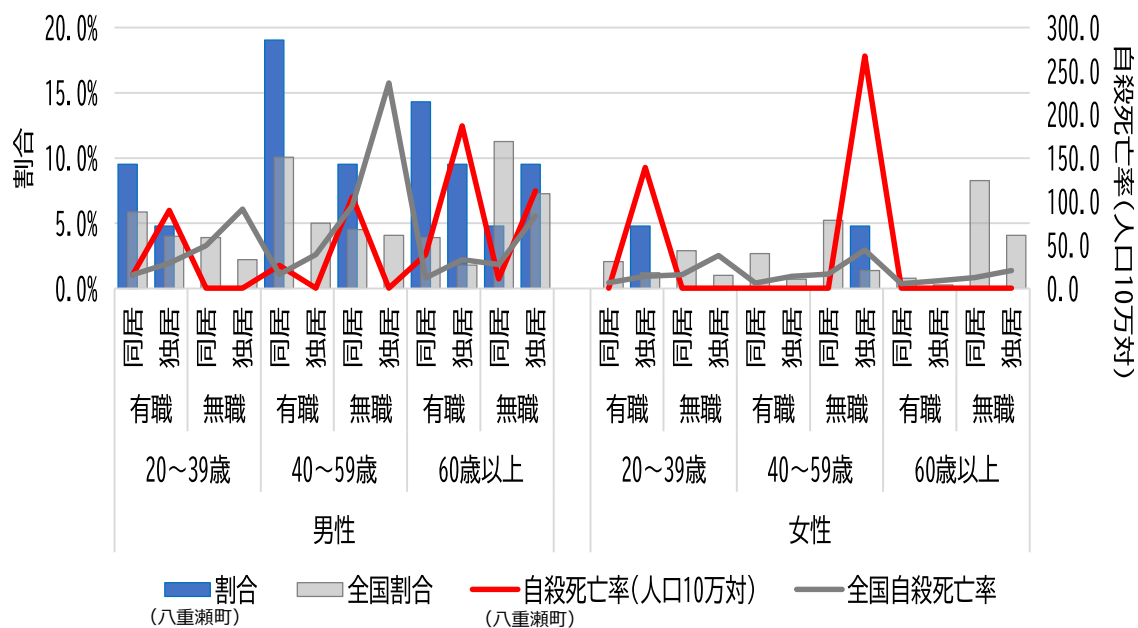
5 自殺の概要・特徴

国が全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した地域自殺実態プロフィールを参考に、令和元（2019）年から令和5（2023）年の特徴について以下のように整理しました。

(1) 自殺の概要

表12において八重瀬町の男性の割合を見ると、全国に比べ全体的に高く特に40～59歳（有職・同居）次いで60歳以上の（有職・同居）となり、八重瀬町の自殺死亡率においては60歳以上の（有職・独居）が最も高くなっています。女性において自殺者数が2名であるため割合は20歳～39歳（有職・独居）、40歳～59歳の（無職・独居）が等しくなっていますが、八重瀬町の自殺死亡率でみると、40歳～59歳の（無職・独居）が最も高くなっています。

表12 八重瀬町の「性別×年代別×仕事の有無×同居の有無」概要



出典：地域自殺実態プロフィール2024【沖縄県八重瀬町】

(2) 自殺の特徴

八重瀬町において、令和元（2019）年から令和5（2023）年の5年間の自殺者数の合計は21人（男性19人、女性2人）となっています。自殺実態プロフィールによると、八重瀬町の自殺の特徴として以下の表が示されています。下の表を基に八重瀬町で効果的な自殺対策を推進していく必要があります。

表 13 八重瀬町の自殺の特徴

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳有職同居	4	19.0%	26.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上有職同居	3	14.3%	38.9	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/ ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
3位:男性60歳以上有職独居	2	9.5%	186.8	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
4位:男性60歳以上無職独居	2	9.5%	112.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:男性40～59歳無職同居	2	9.5%	105.5	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）にて個別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの（詳細は付表の参考表1参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

出典：地域自殺実態プロフィール2024【沖縄県八重瀬町】

第3章 これまでの取り組み

1 ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応、悩んでいる人に気づき・声をかけ・話を聴いて・必要な支援につなげ・見守ることができる人のことで、いわば命の門番とも言われています。

八重瀬町では、平成26年度からゲートキーパー養成講座を開催し、令和5年度までに289の方が受講しています。その内、令和元年度から令和5年度までには民生委員・児童委員・町社会福祉協議会・役場職員等が108人受講しています。

表14 ゲートキーパー養成講座修了者数（人）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
24	21	14	24	25	108

【参考】自殺者の心理とゲートキーパーの役割について

自殺を考えている人は、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥っています。社会とのつながりが減少し、生きていても役に立たないと感じる役割喪失、与えられた役割の大きさに耐えられなくなって、心理的に追い込まれ、その結果「人に悩みを言えない」、「どこに相談したらよいか分からない」、「どのように解決したらよいか分からない」等の状況に陥ることがあります。

また、自殺を考えている人は悩みを抱えながらも、不眠や体調不良などの自殺のサインを発しています。周囲の人が自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守っていくことがゲートキーパーの役割です。

図4 ゲートキーパーの役割



2 八重瀬町こころの相談窓口

八重瀬町では、気分が晴れない・眠れない・対人関係がうまくいかない・お酒の問題等様々な悩みや困難を抱える方やその家族等が身近なところで相談・支援を受けられるよう「八重瀬町こころの相談窓口」を設置しています。窓口では、相談者の気持ちに寄り添いながら、医療機関やその他の関連支援機関等につなげるなどの支援をおこなっています。

令和元年度から令和5年度の相談実績をみると、男性よりも女性の相談が多く、相談の内訳としては本人からの相談が最も多く、次いで家族からの相談が多い状況です。

表 15 八重瀬町こころの相談窓口実績（延人数・電話含）（人）

年度	男性	女性	不明	総数
令和元年度	12	18	0	30
令和2年度	16	11	3	30
令和3年度	8	7	2	17
令和4年度	9	22	3	34
令和5年度	7	38	0	45
合計	52	96	8	156

3 普及啓発

- ・自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）時の広報掲載

町広報誌へ掲載し、自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知については庁舎だけでなく住民が利用する施設にもポスター掲示。また、町広報誌へ掲載の際は沖縄県や厚生労働省から提供があった相談窓口についても併せて周知。（各課・局）

- ・相談窓口一覧

どのような部署で相談が行われるか不明であるため、役場のすべての部署に相談窓口一覧を配布。また、部署によっては管理している施設などに相談窓口一覧を掲示し広く周知。（各課・局）

4 子ども・若者対策

- ・「八重瀬町生徒指導教育相談連絡会」内において、町内の小中学校教諭に対し「SOS の出し方に関する教育」の実施状況をアンケート等で確認。(学校教育課)
- ・二十歳の祝賀式参加者に相談窓口一覧を周知。(生涯学習文化課)

5 自死遺族支援

沖縄県が実施している、自死遺族の集い「分かち合いの会」の案内カードを配置。(各課・局)

6 勤務、経営問題について

町の商工会へ「こころの耳」の周知。(農林水産課)

第4章 基本方針と施策体系

1 基本方針

令和4（2022）年10月に閣議決定された「第4次自殺総合対策大綱」を踏まえ、本町において次の6つの「自殺対策の基本方針」に沿った施策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援としての推進

個人においても地域においても、自己肯定や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」よりも、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

第4次自殺総合対策大綱において、自殺対策は生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとされています。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものであるため、八重瀬町においてもSDGsの視点を含めた計画を展開します。

(2) 関連施策との有機的な連携の強化

健康問題、経済生活問題などで自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

とりわけ、地域住民と公的な関係機関の協働による地域包括ケアシステムは、町の包括的な支援体制を整備し、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するために関係機関のネットワークづくりが重要であること等、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要です。

加えて、こうした支援のあり方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性が高い人を自殺対策相談窓口と協働して適切に支援するなど、制度と自殺対策を連動させ、効果的かつ効率的に施策を展開し、また、精神科医療、保健、福祉等の各施策においても連携を強化し、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」それぞれにおいて、強力かつ総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と「対人支援の強化等に必要な地域連携を推進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方です。

加えて「自殺の事前対応のさらに前段階での取り組み」として、学校において児童生徒を対象とした、「SOSの出し方に関する教育」や「孤立を防ぐための居場所づくり」を推進することも重要です。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

あわせて、全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早期に気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていく実践を働きかけることが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推

進ることが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有した上で相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

国は、自殺対策を総合的に策定し実施します。地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し実施します。関係団体や民間団体・企業は、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画します。国民は、自殺が社会全体の問題であり、我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない^{すこ}健やかなまちの実現」に向け、主体的に自殺対策に取り組むことが重要です。

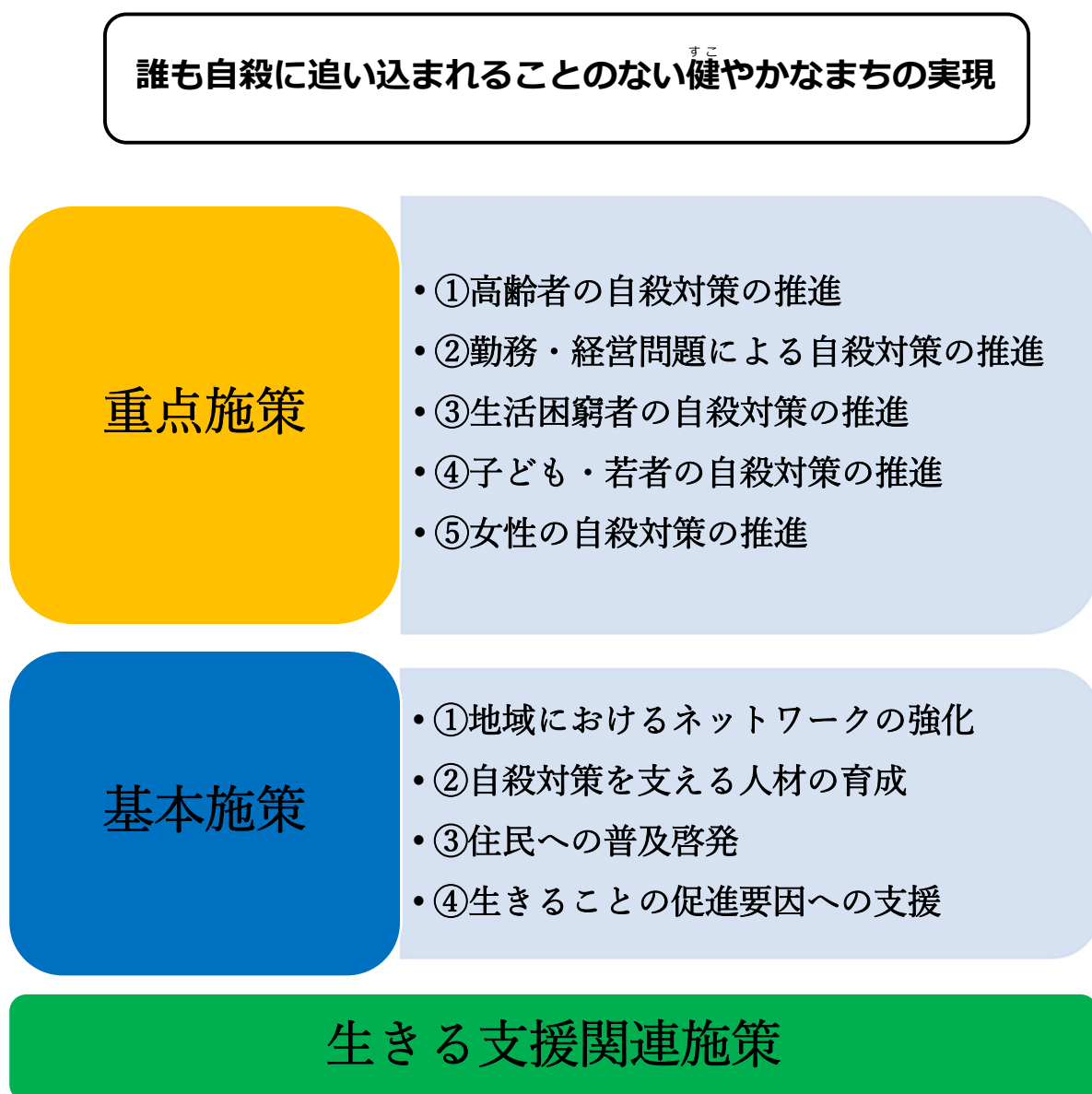
(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者ならびにこれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、改めてこの認識を持って自殺対策に取り組むことが重要です。

2 施策体系

八重瀬町における自殺対策は、地域自殺対策の推進においてすべての自治体で取り組むことが望ましいとされている4つの「基本施策」と、八重瀬町の自殺対策の特徴を踏まえ、特に強化すべき取り組みとされる5つの「重点施策」及び自殺対策に資する関連事業をまとめた「生きる支援関連施策」で構成されています。

図5 施策体系



SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

SDGsは平成27（2015）年に国連総会で採択された持続可能な開発目標として17の目標があり「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。第4次自殺総合対策大綱の基本方針でもあるように、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するという考え方は、SDGsの理念と合致しています。

「第2次のち支える八重瀬町自殺対策計画」と関連するであろうSDGsの目標は以下の通りです。



第5章 基本施策における取り組み

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みとし、八重瀬町では、次の4つを基本施策として取り組みます。

1 地域におけるネットワークの強化



自殺対策において、医療、保健、生活、教育、労働等様々な関係機関とのネットワークづくりが重要です。関係機関との顔の見える関係を築きながら、ネットワークの強化に取り組みます。

表 16 地域におけるネットワークの強化

番号	SDGs	項目	具体的な取り組み	担当課
1		自殺対策推進本部の設置	町長、副町長、教育長、各部長・教育次長で構成する自殺対策推進本部を設置し、自殺対策の推進のために必要な事項を決定し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。	社会福祉課
2		自殺対策検討委員会の設置	各課・局長の職で構成する自殺対策検討委員会を開催し、自殺対策の推進のために必要な事項について協議を行います。	社会福祉課
3		関連協議会等との連携	関連する既存の協議会、評価委員会等との連携により意見や要望を取りまとめ自殺対策計画を推進します。	社会福祉課

2 自殺対策を支える人材の育成



自殺対策を推進するには、それを支える優れた人材が必要です。八重瀬町の自殺対策を推進するために、多くの町民や様々な分野の委員・専門家・行政関係者等に対して必要な研修等を実施します。

表 17 自殺対策を支える人材の育成

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
1	   	町民や様々な職種を対象としたゲートキーパー養成講座の開催	町民やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早期の専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担う、地域における自殺対策の支え手としての人材育成を図ります。	社会福祉課
2	   	町職員を対象としたゲートキーパー養成講座の開催	行政窓口担当職員のみではなく、職員全員が気づき役として、自殺対策の支え手としての人材育成を図ります。	社会福祉課


3 住民への普及啓発



自殺に追い込まれるという危機的な状況は誰にでも起こり得るもので、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

表 18 住民への普及啓発

番号	SDGs	項目	具体的な取り組み	担当課
1		町民への相談窓口の周知	「八重瀬町暮らしの便利帳」を、町民に配布し、各種相談窓口を周知します。	総務課
2		庁内窓口等における相談窓口の周知	各課・局の窓口等において、「八重瀬町暮らしの便利帳」に記載されている相談窓口コーナーを活用し、相談があった際に、スムーズに関係機関へ案内できる体制の構築に努めます。	社会福祉課
3		町広報誌等を活用した啓発活動	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせて、町広報誌等により自殺予防と早期発見の啓発を行います。また、八重瀬町こころの相談窓口の設置については1年間を通し周知します。	社会福祉課

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
4		健康展等での啓発活動	相談窓口一覧チラシ等を作成し、健康展等において配布を行い自殺予防につながる各種相談機関の周知を図ります。	社会福祉課 健康保険課 (保健センター)


4 生きることの促進要因への支援



自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることへの促進要因」を増やす取り組みが必要です。

「生きることへの促進要因」を増やすという観点から、危機的な状況に陥った人や自殺のサインに気づいた周りの人が相談しやすい体制を作るとともに、生活や健康を守るサービスや支援および孤立を防ぐための居場所づくりを推進していきます。

表 19 生きることの促進要因への支援

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
1		相談体制の充実（連携）	各課・局の窓口等において、「八重瀬町暮らしの便利帳」に記載されている相談窓口コーナーを活用し、相談があった際にスムーズに関係機関へ案内できる体制の構築に努めます。	各課・局

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
2		相談体制の充実	窓口で相談を受けた事項について適切に対応するとともに、必要に応じて専門機関へ引継ぎます。	各課・局
3		生活支援の強化	生活や健康を守るための必要なサービス等について所管する課において、スムーズに手続きを行うとともに、必要な場合は福祉事務所等関係機関へ引継ぎます。	社会福祉課 児童家庭課 健康保険課 (保健センター) 学校教育課
4		見守り活動の推進	包括的な見守り体制の強化を図ることで町民の自殺要因の兆候に気づき、うつ症状の可能性のある人の早期発見、早期対応に努めます。	社会福祉課
5		居場所づくりの推進	障害者地域活動支援センター、いきいきふれあいサロン、子育て支援センター（ぴっぴ）、放課後児童クラブ（学童）、各種健康教室、公民館講座、トレーニング施設等において、社会参加やいきがいおよび居場所づくりを創出・提供を行います。	社会福祉課 児童家庭課 健康保険課 (保健センター) 生涯学習文化課 スポーツ振興課

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
6	 	病 気 予 防・健康 づくりの 推進	健康問題から、うつ病などに至る場合が多いことから、住民健診、各種健康教室、乳幼児健診や産前産後サポート事業等において、保健指導の実施に努め健康管理、生活習慣病の改善、健康づくりを推進します。	健康保険課 (保健センター)
7	      	自殺未遂 者への支 援	自殺未遂者の再企図の防止のため、医療機関における身体的・精神的治療に加えて、地域に戻った後や窓口などで相談を受けた際には、関係機関と連携し、再企図を防ぐための精神的ケアに努めます。	社会福祉課 総務課 税務課 住民環境課 健康保険課 児童家庭課 農林水産課 都市整備課 土木建設課 学校教育課 生涯学習文化課 スポーツ振興課
8	   	遺された 人への支 援	自殺により遺族や身近な関係者は心理的に辛く苦しい思いを抱えるため、心を支える支援が必要です。遺族の心の相談や、自死遺族の「分かち合いの会」等の情報提供等を行います。	社会福祉課

第6章 重点施策における取り組み

八重瀬町においては、令和元（2019）年から令和5（2023）年の5年間で、21名が自殺で亡くなっています。男性の年齢別自殺死亡率でみると、50歳代の男性が最も多く、次いで60歳代と80歳以上が同じ割合となっています。

いのち支える自殺対策推進センターより報告された「地域自殺実態プロファイル2024」によると、八重瀬町は「勤務・経営」および「高齢者」に対する自殺対策が優先的な取り組みとなっています。併せて、これまでの優先的な取り組みとして提示されていた「生活困窮者」や第4次自殺総合対策大綱で重点施策と示された「子ども・若者の自殺対策」を基本施策から重点施策とし、新たに「女性の自殺対策」を追加しました。

これらを八重瀬町における重点施策として位置づけ、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、次の5つの対策を推進していきます。

1 高齢者の自殺対策の推進



高齢者は、病気や身体機能・認知機能の低下や親しい人との死別などから閉じこもりやうつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括支援センター事業や地域包括ケアシステムと連動した包括的な事業の展開を図る必要があります。

少子高齢化や寿命の延伸により、独居高齢者や高齢者世帯が増加していますが、様々な関係機関等と連携しながら、高齢者の生活を見守り、健康不安の軽減、孤立の解消や防止ができる体制を推進します。

表 20 高齢者の自殺対策の推進

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
1		支援の必要な高齢者の発見	地域全体に高齢者の見守りを啓発し、支援が必要な高齢者を発見した際に通報や窓口の周知に努めます。緊急通報システム事業による見守りを推進します。	社会福祉課
2		相談・生活支援の強化	各課・局の扱う業務及び関係機関等との連携を強化し、相談支援や見守り体制のさらなる充実を図ります。	各課・局
3		健康づくり・介護予防の推進	<p>①健康相談・健康教育等相談事業を推進します。</p> <p>②ミニデイサービス、いきいき活動支援通所事業、認知症予防事業等を通じて介護予防を推進します。</p>	<p>健康保険課 (保健センター)</p> <p>社会福祉課</p>

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
4	   	居場所づくり・生きがいづくり等の生活支援	<p>①当事者や家族、介護従事者が悩みを共有できる居場所づくり等を通じて生活支援を推進します。</p> <p>②生活支援コーディネーターによる生活支援体制を推進します。</p>	<p>社会福祉課</p> <p>社会福祉課 (地域包括支援センター)</p>
5	  	地域ケア会議の推進	<p>地域包括支援センター運営協議会、ケア会議において、関係機関、関係団体、他職種による会議を開催し、高齢者の抱える問題解決と個別支援に努めます。</p>	<p>社会福祉課 (地域包括支援センター)</p>

2 勤務・経営問題による自殺対策の推進



人が生きていく上で、仕事は重要な要素であり、自殺の問題と大きく関わっています。仕事はいきがいのひとつである他、子育て、教育、医療、介護など生活を支える基盤でもあることから、その影響は多岐にわたります。

労働者や経営者は過重労働、経営不振、失業、職場の人間関係、社会情勢等、様々な要因で悩みを抱え、心身の健康を損ないやすいといわれています。こうした人々が安心して働けるようにするためには、職場環境の様々な負荷を軽減することが必

要です。相談支援や職場メンタルヘルス対策の推進、商工会等関係機関との連携に務め、自殺対策を推進します。

表 21 勤務問題による自殺対策の推進

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
1	   	相談支援の推進	企業・事業所を通して、労働者や経営者に対して、行政や労働関係機関等が実施する各種相談について紹介・周知を行います。	社会福祉課 農林水産課
2	   	職場メンタルヘルス対策の推進	企業や事業所に対して、労働者へのストレスチェック等の実施を啓発し推進します。	社会福祉課 総務課 農林水産課 学校教育課

3 生活困窮者の自殺対策の推進






生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺リスクを高める要因になりかねません。

八重瀬町では生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援が得られていな

い状況にある人を、自殺リスクを抱え込まないように支援につなぐ取り組みを強化し、他分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」を強化します。

表 22 生活困窮者の自殺対策の推進

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
1	        	相談・生活支援の強化	<p>①「人権・法律・消費生活・行政・納税・こころの相談」があった際に、スムーズに関係機関へ案内できる体制の構築に努めます。</p> <p>②生活保護に関する、相談や申請のために来所された方の話に耳を傾け、南部福祉事務所へ引き継ぎます。</p> <p>③生活福祉資金貸付やたすけあい金庫貸付に関する相談や申請に来所された方の話に耳を傾け、内容を確認後、町社会福祉協議会へ案内します。</p> <p>④社会的孤立や経済的困窮の状態にある生活困窮者等に対し、歳末たすけあい支援事業を実施することで生活支援を図ります。</p>	<p>社会福祉課 総務課 税務課 住民環境課 健康保険課 児童家庭課 土木建設課</p> <p>社会福祉課</p> <p>社会福祉課</p> <p>社会福祉課</p>

番号	SDGs	項目	具体的な取り組み	担当課
2	  	生活基盤回復の場の提供	住まいに困っている低額所得者に対して、町営住宅の空きがある場合には入居について優遇措置を図ります。	土木建設課

4 子ども・若者の自殺対策の推進




学校は、子どもの健康保持及び生命・身体の安全確保を通じて自殺対策において重要な役割を果たします。

また、子どもや若者は相談機関や問題解決策を知らないために支援を得ることができず、自殺に追い込まれる人が少なくありません。命や暮らしの危機に直面したとき誰にどうやって助けを求めればよいかを学校や地域で情報提供するとともに、つらいときや苦しいときは助けを求めてもよいことを伝えることが必要です。

表 23 子ども・若者の自殺対策の推進

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
1		児童生徒向けの相談支援の推進	児童生徒のストレスを和らげる人材を配置し、悩み、不安、ストレス等の解消を図るため、不登校並びにその傾向を示す児童生徒や保護者に対して教育相談員・担任・養護教諭との連携を行います。	学校教育課
2		若者向けの相談支援の推進	相談窓口において、若者の抱える様々な悩みについて耳を傾け、必要に応じて生活面や就労面での自立に向け関係機関につなげます。	社会福祉課

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
3	  	不登校状態にある児童生徒の対処	何らかの問題を抱え不登校の状態にある児童生徒に、適応指導教室等（中央公民館等）で学習や相談の場を確保しケアを行います。	学校教育課
4	  	児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	学校において命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてよいということ学ぶ教育を推進します。	学校教育課
5	    	児童生徒への経済的支援の実施	経済的な理由によって、就学困難な児童生徒に必要な援助を行い、小・中学校における義務教育等の円滑な実施を図ります。	児童家庭課 学校教育課

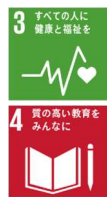
番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
6		いじめ問題対策連絡会の開催	いじめは児童・生徒の自殺要因のひとつであり、リスクが高いと思われる場合は、関係機関との連携を図りながら積極的な支援に努めます。	学校教育課




5 女性の自殺対策の推進



女性は、男性と比べて非正規雇用労働者の割合が大きく、また家庭内において、子育てや介護などの役割を担うことが多い状況です。全国的に女性の自殺者数は増加傾向にあるところ、八重瀬町においては減少傾向を維持しておりますが、女性に向けた自殺対策を重点施策として新たにに取り組んでいきます。

表 24 女性の自殺対策の推進

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
1		妊産婦等への切れ目のない支援	親子健康手帳の交付や妊婦健診、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問で乳幼児を抱える保護者と面談などの機会を活用し、自殺リスクの早期発見と対応に努め、支援を行うとともに、関係機関と連携を行います。	健康保険課 (保健センター)

番号	SDG s	項目	具体的な取り組み	担当課
2	  	女性教育 活動推進 事業	町女性連合会を中心とした女性学級等の研修会等を行い、女性の社会参加や女性団体の活動、親睦交流の支援に努めます。	生涯学習文化課

第7章 生きる支援関連施策

1 生きる支援に関する事業一覧



各課・局が実施している事務事業の中から、自殺対策（生きる支援）に関連する事業を整理しました。これらの事業は、自殺対策の視点を加えた事務事業として継続することが望めます。

表 25 生きる支援に関する事業一覧

番号	SDG s	事業名	内 容	自殺対策の視点を加えた事業 (案)	担当課
1	 	行政の情報・ 広報に関する 業務	<ul style="list-style-type: none"> • 広報誌発刊業務 • 自治体ホームページ発信、更新業務 	<ul style="list-style-type: none"> • 住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民へ提供する機会になり得る。 • とりわけ自殺予防週間(9月)自殺対策強化月間(3月)に特集などを組むことにより効果的な啓発が可能となる。 	総務課
2	   	交通安全対策 に関する情報 周知	交通事故に関する情報 周知	<ul style="list-style-type: none"> • 交通事故の加害者、被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 • 加害者、被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 	総務課
3	 	庁舎内掲示板 等の管理	庁舎へのポスターやリーフレットの掲示等の許可管理業務。	行政情報コーナーにおいて、「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関するポスターを掲示・相談窓口一覧チラシ等を配架することにより町民に対する啓発機会となり得る。	総務課
4	 	健康増進計画 推進事業(健康 やえせ2 1)	<ul style="list-style-type: none"> • 健康やえせ 21(健康増進計画)の推進に基づき各分野の実施・評価・見直しを行う。 • 健康づくり推進協議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> • 健康やえせ 21 健康増進計画の中で、こころの健康について、言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。 • 健康づくり推進協議会において、自殺対策基本計画の策定・実施・評価に意見や要望を述べることで、自殺対策の地域ネットワークの構築につながり得る。 	健康保険課 (保健センター)



5		<p>重複多受診者 訪問指導</p>	<p>重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関を重複多受診する方の中には、地域で孤立状態にある場合や、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば自殺リスクの軽減にもつながり得る。 	<p>健康保険課</p>
6		<p>老人クラブ運営に対する支援</p>	<p>老人クラブ運営に対する助成金を交付する業務</p>	<p>老人クラブの各種研修等で、自殺対策問題に対する講演ができれば、住民への早期啓発と研修機会となり得る。</p>	<p>社会福祉課</p>
7		<p>日中一時支援事業</p>	<p>日中において介護を受けることが困難な障害者・児に対して一時的な見守りを行う。</p>	<p>日中における活動の場を提供し、障害者・児の状態把握を行うことで、虐待等の危機を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながる。</p>	<p>社会福祉課</p>
8		<p>障害者理解促進研修啓発事業</p>	<p>町民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修等を実施する。</p>	<p>啓発・普及のための講演会等において、生きる支援に関連する相談窓口一覧チラシ等を配布することで、自殺対策に対する気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。</p>	<p>社会福祉課</p>
9		<p>障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置</p>	<p>障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置</p>	<p>虐待への対応を糸口に、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。</p>	<p>社会福祉課</p>

10		<p>児童虐待防止対策の実施</p>	<p>泣き声通報や虐待の恐れがある場合、担当職員の調査により児童虐待防止対策を行なう。(家庭児童相談室、養育支援訪問事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 虐待等の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止はきわめて重要である。 	<p>児童家庭課</p>
11		<p>子ども・子育て支援事業計画の推進</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度計画）の推進</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画と自殺対策を連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る事ができる。</p>	<p>児童家庭課</p>
12		<p>震災児童生徒就学援助事業（補助事業）</p>	<p>震災児童生徒就学援助事業の理由により、就学困難な児童、生徒に対し学用品費や給食費を補助する。</p>	<p>援助の提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺リスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐ等の支援への接点になり得る。</p>	<p>学校教育課</p>

13	 	Q-Uテストの実施	<p>学校内で子供たちに対してアンケートを実施し、児童・生徒の学級集団を客観的に把握し、学級経営を改善する。学力も含めたアンケート結果がでるため、児童1人1人の状況とクラスの状況が把握できる。 (年2回実施)</p>	<p>客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。</p>	学校教育課
14	 	働き方改革事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。 教員に対してリフレッシュウィークを取るよう促し、タイムカードを導入することで、残業時間の把握をすることができる。残業時間が月80時間を超えたら管理者に報告、勤務時間外の電話対応について教職員の働き方改革を実施している。 	<p>教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた施策として展開させ得ることができる。</p>	学校教育課
15	 	中学校部活動推進支援	<p>中学校に部活動外部コーチの配置を行うことで部活動を支援している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 部活動指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面がある。 地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整理することで、教員に対する支援(支援者への支援)を強化し得る。 	学校教育課
16	  	青少年教育事業	<p>夏休みに青少年の豊かな人格形成や指導者の資質向上を図る各種講座等を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青少年層は学校や会社等で、つながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立する危険性が高い。 青少年たちの集える場や機会の創設、運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触機会を図れる可能性がある。 	生涯学習文化課

17		<p>・青少年対策活動事業</p> <p>・青少年の非行防止、健全育成を図るための事業</p>	<p>・青少年健全育成協議会への補助金交付・研修会講師派遣等</p> <p>・八重瀬町青少年健全育成協議会の設置</p> <p>・各地域における夜間街頭指導（夜間パトロール）の実施</p>	<p>・協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。</p> <p>・深夜の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。</p> <p>・研修会等の際に、青少年向け対策の現状取り組み内容について理解を深めてもらうことができる。</p> <p>・青少年の主張大会等において、自殺対策関係のパネル展示やリーフレットの配布等を行うことで啓発が図られる。</p>	生涯学習文化課
18		PTA活動の支援・育成に関する業務	町PTA連合会への補助金交付及び団体運営への指導・助言を行っている。	<p>・PTA活動のセミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺危機に対する気づきの力を高めることができる。</p> <p>・役員会の場で、相談先の情報等を合わせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身の問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。</p>	生涯学習文化課
19		学校支援ボランティア活動支援	地域支援コーディネーターを2地区（東風平・具志頭）に配置し、学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動の支援を行っている。	コーディネーターや支援ボランティアに青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことで、現状と取り組みについての理解促進を図る。	生涯学習文化課
20		公民館まつり	中央公民館・自治公民館での生涯学習活動を通して学んだ成果を発表する場として公民館まつりを開催する。	テーマに即した連携が可能であれば、自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連する講演や、ブースの展示、資料の配布などを行うことで、住民への啓発が図られる。	生涯学習文化課

21		企画調整に関する事務	「人口ビジョン・総合戦略」の推進、策定（見直し）を行う。	「人口ビジョン・総合戦略」の中で自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に自殺対策を推進しやすくなる。	企画財政課
22		自然公園の管理に関する業務	自然公園法により優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、遊歩道の維持管理や特別地域における許可申請、普通地域内における届出の事務を行う。	遊歩道の巡視を行う際に、自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てとなり得る。	企画財政課
23		公共施設（道路・公園）管理に関する業務	道路及び農村公園等の維持・使用の適正化に関する業務。	農村公園等は様々な関係機関の職員が巡回し、必要な支援を提供するなど、自殺リスクの高い層にアウトリーチするための施策としても重要である。	土木建設課
24		公共施設（都市公園）整備・管理に関する業務	都市公園施設等の管理業務。	地域内の公園施設が自殺発生地となる場合もあるので、巡回管理をすることで、事案発生を防ぐ手立てとなり得る。	都市整備課

25		消費生活行政事務	消費生活に関する啓発・情報提供	消費生活に関する啓発や情報提供し、相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	農林水産課
26		商工経営者支援事務	商工会が実施する経営発達支援事業、創業支援事業等、中小・小規模事業者の経営基盤強化に資するセミナー等の取り組みを支援する。	セミナーにおいて、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性と重要性を訴える機会とし得る。	農林水産課

第8章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

八重瀬町の自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、行政トップの町長を本部長に据え、副町長、教育長、各部長・教育次長で組織する自殺対策推進本部を設置し、全庁的な推進体制を構築します。

自殺対策においては、関係機関のネットワークが重要です。地域福祉（活動）統合計画評価委員会、健康づくり推進協議会、教育機関、町社会福祉協議会等との連携により、意見等の把握に努め毎年度その進捗状況の報告・検証により計画全体を推進します。

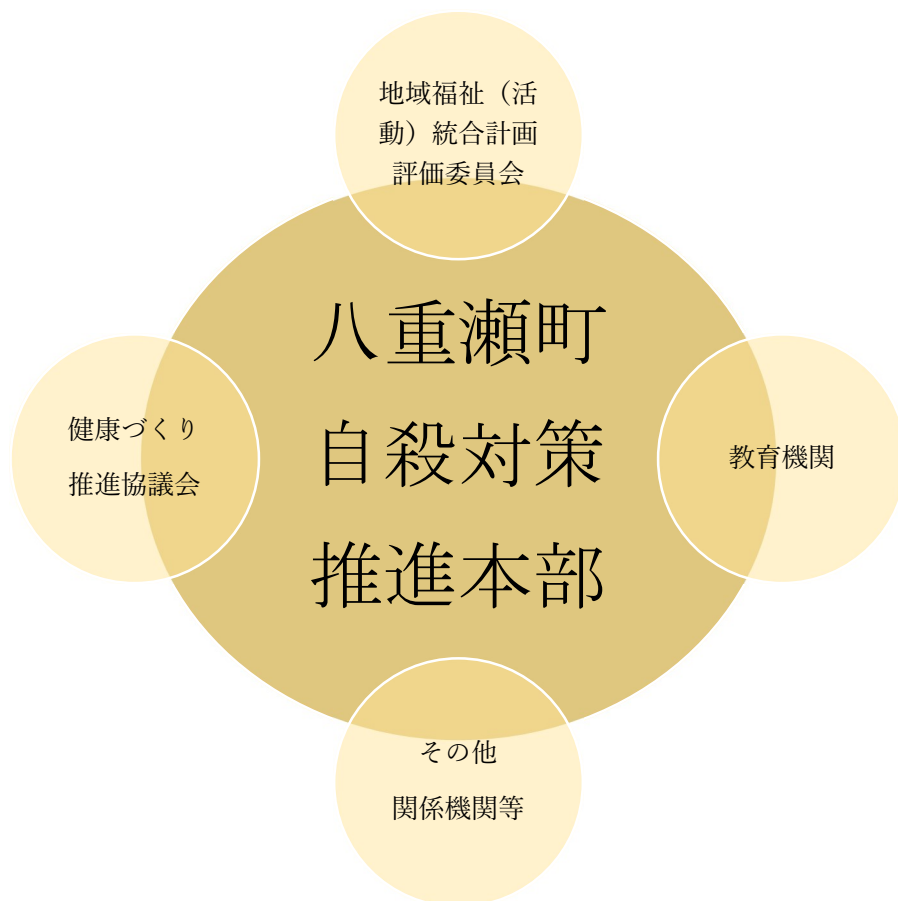


図6 自殺対策の推進体制



やえせのシーちゃん

資料

1 八重瀬町自殺対策推進本部設置規程

(令和元年 12 月 10 日訓令第 19 号)

改正 令和 3 年 2 月 17 日訓令第 1 号 令和 3 年 3 月 24 日訓令第 2 号
令和 5 年 4 月 1 日訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 本町における自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、八重瀬町自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 自殺対策に係る町の総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 自殺対策に係る庁内関係各課の連絡調整に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、各部長及び教育次長の職にあるものをもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部を代表し、その事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名するところにより、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長は会議の議長となる。

(検討委員会)

第 6 条 本部に提出する事項又は本部から求められた事項について協議し及び調整するため、本部に八重瀬町自殺対策計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

- 2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は、社会福祉課長を、副委員長は健康保険課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる各課長・局長の職にあるものをもって充てる。

- 5 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられたものとする。
- 6 委員長は、検討委員会の事務を掌理し、検討委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 検討委員会は、会議における審議の参考に供するため必要があると認めるときは、会議の事案に関する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 9 検討委員会は、必要に応じ学識経験者、関係行政機関等から意見を聴取することができる。
- 10 委員長は、検討委員会における会議の経過及び結果を本部に報告しなければならない。

(作業部会)

第7条 検討委員会に八重瀬町自殺対策計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、第2条各号に掲げる事務の具体的な内容を検討する。
- 3 作業部会は、部会長、副部会長及び部員で組織する。
- 4 部会長は、社会福祉課長を、副部会長は健康保険課長をもって充てる。
- 5 部会員は、各課・局・委員会を代表する数名の職員、希望する職員、希望する福祉団体職員等をもって充てる。
- 6 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会を代表する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 作業部会は、会議における審議の参考に供するため必要があると認めるときは、会議の事案に関する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 9 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が検討委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 本部、検討委員会及び作業部会の庶務は、社会福祉課において処理する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年2月17日訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和2年4月1

日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第 6 条関係)

	所 属	役 職	備 考
1	総務課	課長	
2	企画財政課	課長	
3	税務課	課長	
4	住民環境課	課長	
5	健康保険課	課長	副委員長
6	社会福祉課	課長	委員長
7	児童家庭課	課長	
8	会計課	課長	
9	農林水産課	課長	
10	都市整備課	課長	
11	土木建設課	課長	
12	学校教育課	課長	
13	生涯学習文化課	課長	
14	スポーツ振興課	課長	
15	議会事務局	事務局長	

2 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等

に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

3 事業計画策定経緯

	内容
令和6年4月8日～ 令和6年4月12日	担当職員報告依頼（各課・局）
令和6年4月26日～ 令和6年5月10日	①自殺対策計画見直し策定に向けた作業依頼、各担当者に個別説明（各課・局）（作業部会）
令和6年6月28日	課内調整会議（各班長等）（作業部会） ①自殺対策計画見直しの方法・流れ ②自殺対策計画見直しのスケジュール
令和6年7月10日	八重瀬町生徒指導連絡会（小中学校）にて ①自殺対策計画のアンケートの実施 ②学校における自殺対策の取組み状況の確認について。
令和6年7月24日～ 令和6年8月21日	①自殺対策計画等進捗管理シートにおける評価の振り返り作業依頼（各課・局）（作業部会）
令和6年8月 日	進捗管理シート評価の取りまとめ
令和6年10月8日 令和6年11月13日	課内調整会議（各班長等）（作業部会） ①大綱ポイント・SDGsの確認 ②計画事業の加除整理
令和6年11月19日 令和6年11月22日	課内調整会議（各班長等）（作業部会） ①計画事業の加除整理 ②新規事業の追加検討
令和6年11月29日～ 令和6年12月16日	①自殺対策計画見直し策定における聞き取り調査（各課・局）（作業部会）
令和7年2月20日～ 令和7年2月27日	第1回 八重瀬町自殺対策計画検討委員会の開催 ①自殺対策計画（案）の検討・承認
令和7年3月17日～ 令和7年3月21日	パブリックコメントの実施
令和7年3月25日	自殺対策計画（案）の報告 八重瀬町自殺対策計画検討委員会委員長（社会福祉課長）より八重瀬町自殺対策推進本部長（町長）へ報告
令和7年3月31日	第2次のち支える八重瀬町自殺対策計画の承認

第2次いのち支える八重瀬町自殺対策計画

発行年月：令和7年3月

発行：沖縄県 八重瀬町

〒901-0492

沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 1188 番地

八重瀬町役場 民生部 社会福祉課

TEL 098-998-9598

FAX 098-998-7164

URL <http://www.town.yaese.lg.jp/>